

令和6年7月12日
平川市告示第154号

平川市業務委託契約等最低制限価格制度実施要領の一部を改正する
告示

平川市業務委託契約等最低制限価格制度実施要領（令和3年平川市告示第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「地質調査業務」の前に「建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約については、当該合計額の予定価格（税抜き）に対する割合が100分の81を超える場合にあっては100分の81を、100分の65に満たない場合にあっては100分の65を、」を加え、同条第2項中「100分の80」を「100分の81」に改める。

別表中「100分の48」を「100分の50」に、「調査業務」を「地質調査業務」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

附 則

この告示は、令和6年7月12日から施行し、同日以降に公告される入札について適用する。